

さいたま市自転車等駐車対策協議会傍聴要領

さいたま市自転車等駐車対策協議会

1 傍聴定員

傍聴定員は、5名です。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、指定の時間までに、傍聴受付へお越しください。
その時点で定員を超える希望者がある場合は、先着順にて受付を行います。
- (2) 傍聴される方は、受付名簿に住所及び氏名を御記入ください。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 傍聴される方には、会議の資料をお配りします。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 傍聴者が守るべき事項

- (1) 傍聴手続き後は、会議資料の譲渡はご遠慮願います。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないでください。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、録音等を行わないでください。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。